

★8月のお知らせ★

事業主の
みなさまへ

令和7年7月から

キャリアアップ助成金「短時間労働者労働時間延長支援コース」が新設！

「年収130万円の壁」による働き控えの解消に向けたキャリアアップ助成金による措置が拡充されました。労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取組を行った事業主に助成されます。

【1年目】

要件		1人当たりの助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
5時間以上	—	50万	40万	30万
4時間以上5時間未満	5%以上			
3時間以上4時間未満	10%以上			
2時間以上3時間未満	15%以上			

【2年目】

要件		1人当たりの助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
労働時間を更に2時間以上延長	—	25万	20万	15万
—	基本給を更に5%以上増加又は昇給、賞与若しくは退職金制度の適用			



対象となる労働者をチェックしましょう！！

雇用している短時間労働者の中に、新たに社会保険の被保険者の要件を満たす方がいるか？

はい↓

いいえ↓

その労働者は、以下の①、②の両方に該当するか？

- ①社会保険加入日の6か月前の日以前から継続して雇用されている
- ②社会保険加入日から過去2年以内に同事業所で社会保険に加入していなかった

はい↓

いいえ↓

その労働者は、社会保険加入日から2か月以内に、週所定労働時間を一定時間延長することができるか？

はい↓

いいえ↓

短時間労働者労働時間延長支援コース

支給要件に該当しない

★8月の営業土曜日は以下のとおりです。



2日(土) 休
9日(土) 営業(税理・労務)
16日(土) 休
23日(土) 営業(労務)
30日(土) 休

★ ご質問、ご相談等はこちらまで・・・

トキワビジネス協同組合 寺山社会保険労務士事務所

TEL : 048 - 571 - 2231 FAX : 048 - 570 - 1929

URL : <http://www.terazei.com/>



夏期休業日

令和7年8月13日(水)～8月17日(日)